

42 地域防災力の向上

(1) 自然災害に対する体制を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関などが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災の手引 災害にそなえて」など各種冊子の配布、防災講演会や出前防災講座の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区は、消防署、警察署、自衛隊などの防災関係機関と連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

都による河川改修のほか、区では、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について注意喚起のチラシを作成し、浸水被害が予想される地域に毎年配布している。

〔過去の集中豪雨による大規模被害（50件以上）〕

（床上・床下浸水、道路冠水）（単位：件）

発生年月日	件数
平成17年9月4日	738（※）
22年7月5日	163
23年8月26日	61
30年8月27日	122

※：石神井川氾濫

5 避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。また、避難行動要支援者名簿登録者の中で作成に同意した人を対象に、「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画も作成している。

名簿は、一定の要件に該当する人を自動で登録しているほか、要件に準ずる人も希望により登録しており、計画作成者は計画内容も記載し98か所の避難拠点に配備している。また、そのうち個人情報の外部提供に同意した人の情報を、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有するなど、災害時に地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。

平成28年度には、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化した。また、協定に基づき、区と介護・障害福祉サービス事業者の選定委員による「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」を設置している。6年度は9月に147事業者と安否確認訓練を行ったほか、7年1月に110事業者でサービス提供訓練を実施した。

5年度には、東京都理学療法士協会と災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定を締結し、要支援者に対する生活支援体制を更に強化した。また、6年度には、協定に基づき、災害時フレイル・血栓による災害関連死を予防する知識を得てもらうため、講義と簡単な体操を織り交ぜた講習会を実施した。

また、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を図っており、高齢者施設や障害者施設などの計55か所を福祉避難所として指定している。災害時に福祉避難所を円滑に運営できるよう、無線機および備蓄物資を配備するとともに、震災および台風接近時を想定した災害時対応訓練を実施している。

さらに、出火防止対策と室内の安全対策を図るため、6年度から避難行動要支援者のみ世帯を対象に家具転倒防止器具等の設置支援や感震ブレーカーの無償貸与事業および取付支援を行っている。家具転倒防止器具等設置支援事業の実施件数は1,230件、感震ブレーカーの貸与件数は846件であった。

6 地域別防災マップの作成・訓練の実施

水害リスクの高い地区で、地域住民と協働して、地域の防災情報をまとめたマップを作成している。6年度末までに、14地区中13地区で作成した。マップを活用した訓練を通じて、地域住民の適切な避難行動につなげていく。

●災害対策関連計画

1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、首都直下地震等による東京の被害想定で示された防災・減災対策上の課題、法改正、「東京都地域防災計画 震災編」の修正、令和6年能登半島地震の被害から見える状況を踏まえ、6年3月に修正した。

2 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画である。直近では、7年3月に修正した。

【「首都直下地震等による東京の被害想定」
（令和4年5月 東京都防災会議公表）における練馬区の被害】

主な被害		多摩東部直下地震 (M7.3)
建物全壊棟数		2,493 棟
出火件数		28 件
焼失棟数		11,004 棟
死者数		314 人
負傷者数		3,564 人
避難者数		129,837 人
帰宅困難者数		43,191 人
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数		586 台
ラ イ フ ラ イ ン	電力（停電率）	10.9%
	通信（不通率）	7.4%
	上水道（断水率）	14.4%
	下水道（管きよ被害率）	3.9%
	ガス（供給停止率）	32.7%

注：①区の想定震度 震度6強～6弱
②冬・夕方 風速8m/sの場合

●防災センター

1 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、つぎの無線通信システムを整備している。

(1) 移動系防災行政無線

防災センターを基地局として、避難拠点や防災関係機関等との間で、情報の収集および伝達を行う。6年度末現在、216台を配備している。

(2) MCA 無線

帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用

として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。6年度末現在、21台を配備している。

(3) 同報系防災行政無線

災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。6年度末現在、子局（無線放送塔）207局と区立施設等に戸別受信機（防災ラジオ）1,065台を配備している。

2 臨時災害放送局（FM 放送）

大規模災害発生時に、臨時に開局することができるFM放送（77.1MHz）である。被災者支援情報など必要な情報を発信する。区では、平成27年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結している。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低3日分、可能な限り1週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点1か所あたり700人の1日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600㎡）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各1,500㎡）・はやいち公園・みんなの広場公園内（各100㎡）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、応急給水栓や消火栓から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

そのほか、更に不足する場合にも給水が受けられるよう、主に区と民間の協定により、6年度末現在、区内23か所の深井戸を「防災井戸」として指定している。

●帰宅困難者対策

1 練馬区帰宅支援ステーション

徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援するための施設で、一時休憩場所や飲料水、情報などを提供する。

〔練馬区帰宅支援ステーション〕

名称	住 所
区民産業プラザ (Coconeri 3階)	練馬一丁目17番1号
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号
光が丘区民ホール	光が丘二丁目9番6号
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番1号
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号
関区民ホール	関町北一丁目7番2号
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号

2 一時滞在施設

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、帰宅が可能となるまで職場などで待機することができない帰宅困難者を受け入れる施設である。おおむね3日間程度の受入れができ、飲料水や情報などの提供を行っている。

なお、民間一時滞在施設へは、都や区が備蓄品等の購入費用の助成を行っている。

〔民間一時滞在施設〕

指定施設	住 所
ホテルカデンツァ東京	高松五丁目8番20号
トヨタモビリティ 東京株式会社 (区内6か所の支店との協定)	高野台四丁目22番20号 他
西武バス株式会社 練馬営業所	南田中一丁目13番5号
英明フロンティア中学校・高等学校	関町北四丁目16番11号
富士見中学校・高等学校	中村北四丁目8番26号
ワーナーブラザーススタジオツアー東京	春日町一丁目1番7号
桜台自治会館	桜台4丁目39番12号

〔一時滞在施設〕

都立練馬高等学校	春日町四丁目28番25号
都立第四商業高等学校	貫井三丁目45番19号
都立練馬工科高等学校	早宮二丁目9番18号
都立光丘高等学校	旭町二丁目1番35号
都立井草高等学校	上石神井二丁目2番43号
都立石神井高等学校	関町北四丁目32番48号
都立大泉高等学校	東大泉五丁目3番1号
練馬都税事務所	豊玉北六丁目13番10号

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助成金を支給し活動を支援している。

1 市民消火隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ (C 級) などの資器材を配備している。

2 防災会

大地震や水害に際して、初期消火や救出救護、安否確認、避難誘導などにより、地域の被害を軽減し、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ (D 級)、組立式リヤカー、担架、スコップ、ヘルメットなどの資器材を貸与している。

3 避難拠点運営連絡会

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、全ての区立小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕

6年度末現在

組織の種類	組織数
市民消火隊	12 隊
防災会	311 組織
避難拠点運営連絡会	98 組織
その他	2 組織

●防災訓練

区は、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消火隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

〔開催日〕 6年9月14日

〔場 所〕 全避難拠点98か所、防災センター

〔参加者〕 1,508人

〔概 要〕・避難拠点開設訓練

・資器材操作訓練

・通信訓練

・安否確認とりまとめ訓練

2 防災フェスタ

6年度は台風10号の接近に伴う悪天候により中止した。

3 水防訓練

〔開催日〕 6年5月18日

〔場 所〕 都立城北中央公園

〔参加者〕 1,297人

〔概 要〕・土のう積みなどの浸水防止工法

・現地指揮本部運営訓練

・避難指示地域住民の避難誘導訓練

・救出救護訓練

1 人材育成カリキュラム

(1) 自助講座

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。6年度は274人が受講した。

(2) つながるカレッジねりま防災分野共助コース

「区民防災組織の活動などを学び、発災時に共助活動ができるようになること」をテーマに開催した。6年度は25人が受講した。

(3) 区民防災組織向け講座

「運営にかかる手法等を習得し、日頃の防災活動のレベルアップをはかること」をテーマに開催した。6年度は16人が受講した。

(4) 女性防災リーダー育成講座

「日頃の備えと助け合い」をテーマに開催した。6年度は40人が受講した。

(5) 小学生（4～6年生）向け講座

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施した。6年度は144人が受講した。

(6) 中学生向け講座

災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施した。6年度は12人が受講した。

(7) 合同フォローアップ講座（つながるカレッジねりま防災分野共助コース・女性防災リーダー育成講座の修了者向け）

「円滑な災害対応に向けた地域連携のあり方」をテーマに開催した。6年度は15人が受講した。

2 防災普及啓発カリキュラム

さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施した。6年度は319人が受講した。

〔開催した講座〕

- ・中高層住宅向け防災講習会
- ・事業所向け防災講習会
- ・食と防災
- ・乳幼児の保護者向け防災講習会
- ・一般公開防災講習会

3 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施した。6年度は5,074人が参加した。

4 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や消火器操作・応急手当など、防災に関する体験講座を実施した。6年度は285人が参加した。

5 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する講話や体験などを組み合わせて実施した。6年度は3,537人が参加した。

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体、民間事業者や各種団体等と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

6年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合応援協定〕

- ・長野県上田市
- ・群馬県前橋市
- ・埼玉県上尾市

〔災害時物資等支援協定〕

- ・福島県塙町
- ・群馬県下仁田町
- ・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

- ・東京都および都内区市町村
- ・特別区
- ・東京都西東京市
- ・埼玉県和光市
- ・埼玉県新座市
- ・東京都武蔵野市